



# 金 沢 市 公 報

号外第 19 号

令和元年(2019年)12月26日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ( " ) 1
●規 則		○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 ( " ) 2
○特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (人 事 課) 1		○技能労務職員の給与に関する規則及び金沢市技能労務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則 ( " ) 3
○職員の給与に関する条例及び金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 ( " ) 1		

## 規 則

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年12月26日

金 沢 市 長 山 野 之 義

### ●金沢市規則第41号

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和元年条例第21号）の施行期日は、令和元年12月27日とする。

職員の給与に関する条例及び金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年12月26日

金 沢 市 長 山 野 之 義

### ●金沢市規則第42号

職員の給与に関する条例及び金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

職員の給与に関する条例及び金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（令和元年条例第22号）の施行期日は、令和元年12月27日とする。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月26日

金 沢 市 長 山 野 之 義

### ●金沢市規則第43号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則（昭和31年規則第39号）の一部を次のように改正する。

第19条の5第1号中「100分の185」を「100分の195」に改める。

附 則

この規則は、職員の給与に関する条例及び金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（令和元年条例第22号）の施行の日（令和元年12月27日）から施行し、改正後の第19条の5第1号の規定は、同月1日から適用する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月26日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第44号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第7イの表中

42
43
44
45
45
46
46
47
47
48

を

41
42
42
43
43
44
44
45
46
47

に改め、同表ウの表中

26
27
28
28
28
28
29
29
29
29
30
30
30
30
30
31
31
31
31
32

を

25
26
26
27
27
28
28
29
29
29
29
29
30
30
30
30
31
31
31
31

に改め、同表エの表中

42
42
43
43
44
44
44
45
45
45
46
46
46
47
47

を

41
42
42
42
43
43
43
44
44
44
45
45
46
46

に改める。

別表第 7 の 2 イ の 表 中

73
74
75
76
78
80
82

を

74
76
78
80
81
82
83

に改め、同表ウの表中

45
46
47
51
55
59
63

を

46
48
50
52
56
60
64

に改め、同表エの表中

70
72
74
76
79
82

を

71
74
77
80
82
84

に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、職員の給与に関する条例及び金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（令和元年条例第22号）の施行の日（令和元年12月27日）から施行し、改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。  
(経過措置)
- 2 平成31年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下この項において「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から令和2年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に市長の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、市長の定めるところにより、なお従前の例によることができる。

技能労務職員の給与に関する規則及び金沢市技能労務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月26日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第45号

技能労務職員の給与に関する規則及び金沢市技能労務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

(技能労務職員の給与に関する規則の一部改正)

第 1 条 技能労務職員の給与に関する規則（昭和36年規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

## 技 能 労 務 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	132,600	184,000	205,700	252,100	280,700
	2	133,500	185,500	206,900	253,300	282,600
	3	134,500	187,000	208,300	254,400	284,200
	4	135,400	188,500	209,600	255,500	285,900
	5	136,400	189,700	210,900	256,400	287,700
	6	137,400	191,200	212,300	257,600	289,300
	7	138,400	192,600	213,700	258,700	290,900
	8	139,400	193,900	215,100	259,900	292,500
	9	140,200	195,300	216,400	261,000	294,000
	10	141,200	196,300	218,000	261,800	295,800
	11	142,200	197,600	219,600	263,000	297,500
	12	143,300	198,700	221,000	264,200	299,300
	13	144,100	199,900	222,200	265,200	300,700
	14	145,100	201,000	223,700	266,200	302,400
	15	146,100	202,100	225,200	267,100	304,000
	16	147,200	203,200	226,500	268,000	305,500
	17	148,300	204,100	227,400	269,000	307,000
	18	149,600	205,200	228,100	270,100	308,600
	19	150,800	206,200	229,000	271,100	310,200
	20	152,000	207,200	230,100	272,000	311,900
	21	153,100	208,100	230,900	273,000	312,900
	22	154,300	209,200	232,400	273,900	314,400
	23	155,500	210,300	233,700	274,900	315,800
	24	156,700	211,300	234,800	275,700	317,300
	25	157,800	212,200	236,200	276,500	318,400
	26	159,300	213,100	237,500	277,600	319,900
	27	160,800	213,800	238,800	278,700	321,300
	28	162,300	214,700	240,100	279,800	322,700
	29	163,700	215,600	240,900	280,700	324,300
	30	165,100	216,800	242,100	281,800	325,500
	31	166,600	217,800	243,400	282,800	326,800
	32	168,100	218,700	244,500	283,800	328,000
	33	169,500	219,300	245,600	284,500	329,100

	34	171,300	220,500	246,800	285,400	330,000
	35	173,100	221,600	247,900	286,300	331,100
	36	174,900	222,800	249,100	287,400	332,200
	37	176,600	223,300	250,400	288,000	333,300
	38	178,300	224,400	251,400	288,900	334,400
	39	180,000	225,600	252,700	289,800	335,400
	40	181,700	226,600	254,000	290,700	336,400
	41	183,200	227,400	255,000	291,300	337,400
	42	184,600	228,600	256,200	292,300	338,400
	43	185,900	229,600	257,100	293,300	339,400
	44	187,300	230,800	258,400	294,200	340,400
	45	188,900	231,900	259,200	294,900	341,300
	46	190,200	232,800	260,200	295,800	342,300
	47	191,600	233,900	261,300	296,700	343,300
	48	193,000	234,900	262,200	297,600	344,300
	49	194,300	235,900	263,400	298,300	345,200
	50	195,400	236,900	264,400	298,900	346,100
	51	196,500	237,900	265,500	299,600	347,000
	52	197,700	238,900	266,200	300,400	347,800
	53	198,800	240,000	267,100	301,000	348,600
	54	199,900	241,000	268,200	301,800	349,400
	55	200,800	241,700	269,400	302,500	350,200
	56	201,900	242,400	270,600	303,200	350,900
	57	203,000	243,300	271,400	303,900	351,600
	58	204,000	244,200	272,500	304,600	352,400
	59	205,000	245,100	273,600	305,400	353,300
	60	206,000	245,800	274,600	306,100	354,000
	61	207,100	246,600	275,600	306,700	354,700
	62	208,000	247,500	276,700	307,400	355,400
	63	208,900	248,400	277,500	308,100	356,100
	64	209,800	249,300	278,600	308,800	356,800
	65	210,500	250,100	279,400	309,300	357,400
	66	211,300	250,900	280,200	309,800	357,900
	67	212,000	251,700	281,000	310,400	358,400
再任	68	212,800	252,400	281,800	311,100	358,900
用職	69	213,200	253,100	282,400	311,700	359,300
員以	70	213,800	253,700	283,200	312,100	
外の	71	214,100	254,100	284,000	312,600	
職員						

72	214,500	254,500	284,700	313,100
73	214,700	254,700	285,500	313,400
74	215,100	255,100	286,200	313,900
75	215,600	255,600	287,000	314,400
76	216,200	256,100	287,800	314,800
77	216,400	256,400	288,400	315,000
78	217,100	256,800	288,900	315,300
79	217,600	257,300	289,400	315,600
80	218,100	257,800	289,800	315,900
81	218,800	258,100	290,200	316,200
82	219,100	258,400	290,600	316,500
83	219,700	258,700	291,100	316,800
84	220,400	259,000	291,600	317,100
85	221,000	259,200	292,000	317,300
86	221,400	259,400	292,600	317,700
87	221,800	259,700	293,200	318,000
88	222,500	260,000	293,800	318,200
89	223,000	260,200	294,100	318,400
90	223,500	260,400	294,600	318,700
91	224,000	260,800	295,100	319,000
92	224,400	261,000	295,500	319,300
93	224,800	261,300	295,900	319,500
94	225,200	261,700	296,400	319,800
95	225,600	262,000	296,900	320,100
96	225,900	262,300	297,400	320,300
97	226,200	262,500	297,700	320,500
98	226,700	262,800	298,100	320,800
99	227,200	263,000	298,600	321,100
100	227,700	263,300	299,100	321,300
101	228,100	263,600	299,500	321,500
102	228,600	263,800	299,900	
103	229,200	264,100	300,200	
104	229,900	264,400	300,500	
105	230,300	264,600	300,800	
106	230,800	264,800	301,200	
107	231,100	265,100	301,600	
108	231,500	265,300	302,000	

	109	231,700	265,600	302,300		
	110	232,100	265,900	302,700		
	111	232,600	266,200	303,100		
	112	233,000	266,400	303,400		
	113	233,200	266,600	303,600		
	114	233,700	266,900	303,900		
	115	234,200	267,100	304,200		
	116	234,700	267,300	304,400		
	117	235,000	267,600	304,600		
	118	235,400	267,900	304,900		
	119	235,800	268,200	305,200		
	120	236,200	268,500	305,400		
	121	236,600	268,700	305,600		
	122		268,900	305,900		
	123		269,200	306,200		
	124		269,500	306,400		
	125		269,700	306,600		
	126		269,900	306,900		
	127		270,200	307,200		
	128		270,500	307,400		
	129		270,700	307,600		
	130		270,900	307,900		
	131		271,200	308,200		
	132		271,600	308,400		
	133		271,800	308,600		
	134		272,000			
	135		272,300			
	136		272,600			
	137		272,800			
再任用職員		194,100	205,200	223,700	244,600	275,400

別表第 5 中	を	42	に、	を	に改める。	53	52
		43				53	53
		44				53	53
		45				54	53
		45				54	53
		46				55	54
		46				55	54
		47				56	55
		47				56	55
		48				57	55
別表第 6 中	を	57	に、	を	に改める。	105	106
		58				108	110
		59				111	114
		60				114	118
		62				116	120
		64				118	121
		66				120	121
		66				120	121

(金沢市技能労務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正)

第 2 条 金沢市技能労務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 技能労務会計年度任用職員給料表（第 3 条関係）

職務の級 号 給	1 級 給料月額
	円
1	132,600
2	133,500
3	134,500
4	135,400
5	136,400
6	137,400
7	138,400
8	139,400
9	140,200
10	141,200
11	142,200
12	143,300
13	144,100
14	145,100
15	146,100



16	147,200
17	148,300
18	149,600
19	150,800
20	152,000
21	153,100
22	154,300
23	155,500
24	156,700
25	157,800
26	159,300
27	160,800
28	162,300
29	163,700
30	165,100
31	166,600
32	168,100
33	169,500
34	171,300
35	173,100
36	174,900
37	176,600
38	178,300
39	180,000
40	181,700
41	183,200
42	184,600
43	185,900
44	187,300
45	188,900
46	190,200
47	191,600
48	193,000
49	194,300
50	195,400
51	196,500
52	197,700
53	198,800
54	199,900
55	200,800
56	201,900
57	203,000
58	204,000
59	205,000
60	206,000
61	207,100
62	208,000

63	208,900
64	209,800
65	210,500
66	211,300
67	212,000
68	212,800
69	213,200
70	213,800
71	214,100
72	214,500
73	214,700
74	215,100
75	215,600
76	216,200
77	216,400
78	217,100
79	217,600
80	218,100
81	218,800
82	219,100
83	219,700
84	220,400
85	221,000
86	221,400
87	221,800
88	222,500
89	223,000
90	223,500
91	224,000
92	224,400
93	224,800
94	225,200
95	225,600
96	225,900
97	226,200
98	226,700
99	227,200
100	227,700
101	228,100
102	228,600
103	229,200
104	229,900
105	230,300
106	230,800
107	231,100
108	231,500
109	231,700

110	232,100
111	232,600
112	233,000
113	233,200
114	233,700
115	234,200
116	234,700
117	235,000
118	235,400
119	235,800
120	236,200
121	236,600

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、令和元年12月27日から施行し、第1条の規定による改正後の技能労務職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の規則の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の技能労務職員の給与に関する規則（次項において「改正前の規則」という。）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(経過措置)

- 3 平成31年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった技能労務職員（以下この項及び次項において「職員」という。）及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の規則の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 4 この規則の施行の日から令和2年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に市長の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、市長の定めるところにより、なお従前の例によることができる。

(雑則)

- 5 前3項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

令和元年(2019年)12月26日 印刷  
令和元年(2019年)12月26日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾 4 丁目 166 番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄